

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年4月26日（水）17:01～17:35
- 2 場所 永田町合同庁舎1階108会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授
医療法人社団混志会 社員・理事 |
| 委員 | 安念 潤司 | 中央大学法務研究科教授 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |

<自治体等>

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 鈴木 健嗣 | つくば市アーキテクト（つくば市顧問）
筑波大学システム情報系教授 |
| 藤光 智香 | つくば市政策イノベーション部長 |
| 稲葉 清隆 | つくば市政策イノベーション部次長 |
| 中山 秀之 | つくば市政策イノベーション部スマートシティ戦略監 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 淡野 博久 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 三浦 聡 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 菅原 晋也 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 杉山 忠継 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 公職選挙法における移動投票所の表示方法等の要件緩和
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。
本日の議題は「公職選挙法における移動投票所の表示方法等の要件緩和」ということで、

つくば市にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、つくば市から御提出いただいております。公開予定でございます。また、議事についても公開予定です。

本日の進め方でございますが、まず、つくば市から5分程度で御説明をいただいた上で、その後、委員の皆様方によります質疑応答、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

それでは、これから「公職選挙法における移動投票所の表示方法等の要件緩和」につきまして、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めます。

それでは、つくば市から御説明をまずお願いいたします。

○藤光部長 ありがとうございます。つくば市政策イノベーション部長の藤光です。

それでは、資料に沿って、我々の新しい提案、「公職選挙法における移動投票所の表示方法等の要件緩和」について説明させていただければと思います。

2ページ目をお願いします。今回の提案は、移動困難な方、障害者等が投票しやすい環境を整備するため、投票所の場所の表示方法等を緩和することで、オンデマンド型の移動期日前投票所を実現し、市民の皆様の投票機会の拡大を図るという提案になっております。

次のページをお願いします。御存じのとおり、つくば市では、当初から厳正な個人認証と高度なセキュリティを実装したインターネット投票を公職選挙に導入したいと考えて、公職選挙法の特例措置を求めているところです。先般の区域会議でも報告させていただきましたけれども、つくば市としては、インターネット投票の実現に向けた取組は、我々が目指す社会、包摂的な社会の実現のためにも外せない大変重要なことだと認識しております。是非政府でも引き続き検討いただいて、なるべく早期の実現を切に願っているところです。

今回の提案は、インターネット投票の実現へのステップの一つだと我々は思っております。そのステップの一つとしてオンデマンド型の移動期日前投票所を提案しています。我々が何をしたいかということは、結局、例えば市役所に行かないといけないとか、何かしないといけないときに、我々は特定の場所に行かなければならない、そういう社会になっているのですけれども、人が特定の場所に行かなければいけないような社会から、その機能、場所が人の手元に来るような社会、そうした社会を実現したいと思っております。

それで、このオンデマンド型の移動期日前投票所は、言わば投票所が自宅に来るというものだと認識しています。これはもちろんあらゆる理由、障害であったり様々な理由で投票できない方の残念ながら完全な解決策とはなっていません。しかし、つくば市としては、将来的にインターネット投票を実現し、自宅を投票所にできる、完全にその手元でもインターネット投票ができる、そういう選択肢があるような社会を目指しており、その目指すべき社会に少しでも近付けることができないかと思って、今回も提案をさせていただいているということになります。

次のページを御覧ください。改めてですけれども、提案内容の詳細について少し詳しく説明をしたいと思います。規制の特例事項としては二つございまして、一つ目としては、期日前移動投票所の告示の際の表示方法の緩和です。オンデマンドで予約し、身近な場所で投票できるように告示する投票所の場所としてオンデマンド期日前投票所となる車両を特定する情報と、あと、大字などの広域エリア単位での表示を可能としていただきたいと思います。

二つ目は、障害者等対象者を限定した電磁的記録式投票の実施です。現行の電磁的記録式投票制度では、対象者を限定することが想定されてはいないです。他方で全住民を対象とした場合、コスト面、運用面、また本当に困っている方にサービスが届き得ない、そのような課題があると認識しています。今回提案しているオンデマンド期日前移動投票所については、移動に困難を抱えている人に加え、字を書くことがちょっと難しい、そういう障害者の方等も対象としたいと考えております。そのために我々は対象者の要件緩和が必要と考えています。

次のページを御覧ください。続いて、具体的なサービス運用のイメージについて説明します。上段のほうでイメージを描いておるのですけれども、複数の投票者が自分の都合のいい時間をオンデマンド予約すると、運行スケジュールを最適化して、それで各自の自宅のところに運行する、そんなイメージでございます。下段のところでは、投票所の告示のイメージを表示しています。現行制度では、具体的な施設名、住所等の場所を表示しなければならないのですけれども、オンデマンド期日前移動投票所は、使用する車両を特定する情報と、あと広域のエリアのみを表示する、そのようなイメージでございます。

次のページを御覧ください。視覚障害、手指の麻痺とか、あと自署がなかなか難しい、そういう困難を抱えている方々が投票しやすいようにタブレットによる投票を可能としたいと思っています。予約が殺到したときに予定していた時間にオンデマンド期日前移動投票所の到着が間に合わないことも考えられ、本提案の目的である障害者等の投票機会を確保できないおそれがあるため、あくまでも投票者、本当に困った方がちゃんと投票できるような機会をしっかりと確保するために、対象者を限定して運用したいと考えています。

7ページ目以降は関連の規定となりますので御参考です。

最後になりますけれども、つくば市としては、インターネット投票の実現を引き続き政府には是非検討を続けていただきたいと思います。そして、今回の提案は、誰もが不自由なく投票できる環境を実現して、将来的なインターネット投票を実現する、その一つのステップだと考えております。インターネット投票の導入や今回の提案によって、誰一人取り残さない、そして、少しでも多くの方々の投票の機会の確保ができるような、そんなことができればいいなと思っておりますので、是非前向きに皆様御検討いただけるとありがたいと思っております。

つくば市からの説明は以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から御質問、御意見、御助言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 御説明ありがとうございました。そして、大変具体的な御提案だと思いますし、実現をステップ・バイ・ステップでやっていく上で、こういった御提案になったのだらうと思いますが、いくつか御質問したいと思います。

ステップ・バイ・ステップでやっていく上では、地域を分けて、その対象地域を拡大していくという方法があるのと、またはその人が抱えている環境、状態とか、お一人お一人抱えている状況を踏まえて分散してやるやり方等色々あると思います。今回は後者を選ばれた理由がどういう理由なのかを教えてください。誰一人取り残さないという観点から、取り残されそうな方から最初にやっていくということかもしれませんが、その辺は区域を分けてやるというやり方と、どのような実現スキームに違いがあるとお考えですか。それから、移動で障害者の方たちのところに行った場合、家族の方とか近隣の方とかが投票したいといった場合、それは断るのか、それはそれでオーケーするのか、具体的な運用の方法についてお伺いできればと思います。

○中川座長 つくば市、お願いします。

○藤光部長 ありがとうございます。つくば市政策イノベーション部長の藤光です。

御質問の件ですけれども、我々も大変ステップ・バイ・ステップというところ、本当は一足飛びと言ったらあれですけれども、インターネット投票の実現を早期に本当にしたいところなので、なかなか苦慮したところではあります。

御賢察のとおり、なぜ障害者、困難な方かというところなのですけれども、やはり誰一人取り残さないというところで、科学技術、先端的なサービスを使ってこそ最も救える方、最も救わなければならない方を考えて、障害がある方、移動が難しい方というところにフォーカスを当てています。これは個人的な考えでもあるのですけれども、科学技術が社会における社会的な意義というところの一つに、やはりマイノリティーの方々、困っている方々の助けになるというところがあると思います。我々が掲げているのは、つくばサイエンスシティ、サイエンスシティからスーパーサイエンスシティになるというところですので、まずはやはりそこでフォーカスすべきところは、障害がある方、移動が困難である方ということだと思っております。

近隣の方、実際の運用面のところ、御指摘のとおり、例えば我々が対象にしていないような提案の中では健常の介助者も、私も一緒に投票したいであるとか、そういう部分をどうするのかというところは、実際に実証実験とかも通じながら考えていく話かなと思っております。理想的にはそういう方々も含めた投票というのができればよいと思っておるのですけれども、そういう方々が殺到したばかりに、本当に困っている方のところに運行できないということになってしまいますと、なかなか本末転倒になってしまいますので、実際に希望される方が何人ぐらいいらっしゃるのかとか、そういうところを見極めながらと

思っていますけれども、まず、我々の提案としては、やはり一番困っている方、それを科学技術で救える方というところに手を差し伸べていきたいと思っています。

私からは以上です。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。ということは、対象がどのぐらいの人数になるのかということに関しては、まだきちんと把握はされていないという状況なのでしょうか。

○藤光部長 ありがとうございます。つくば市でございます。

おおむねですけれども、今、我々が考えている条件というところで、例えば障害がおありの方、移動に困難を抱えている方ということで、要介護3以上だったりとか、障害者手帳をお持ちの方とかということの人数を考えますと、3,000人弱ぐらいの人数がいらっしゃるかなと。そういう方々の中で、果たしてどれくらいの方々がこのシステムを希望されるかというところがあると思っております、そこは少し見極めながら進めたいと思っております。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。難病指定の方をどうするかなど、そういった区分けというのは、イコールフットィングの観点とかで、多くの方たちの了解を得る意味では結構御苦労があると思いますが、そこは住民の合意、もしくは納得のいくような御説明なり範囲の設定等をより具体的にしていかれると良いかなと思われました。ありがとうございます。

○藤光部長 ありがとうございます。

○中川座長 それでは、堀委員、落合委員から手が挙がっていますけれども、まずは堀委員のほうからお願いします。

○堀委員 つくば市の御提案の内容につきまして、御説明ありがとうございました。相互の提案の関係性についてお伺いします。

移動期日前投票所の場所の表示方法につきましては、これはオンデマンドで事前予約した障害者に身近な場所において投票可能とするということで、こちらの表示方法についての御提案で、もう一つの汎用的なデバイスによる電磁的記録式投票について、これは移動期日前投票所における対象者を限定したという御提案になっていると承知しておりますが、移動期日前投票所の中でデバイスによる電磁的記録式投票について緩和するという御提案は、投票所においてはそのような措置はしないけれども、期日前投票所においてそのようなニーズがあるという御提案と伺ってよろしいのでしょうか。

○藤光部長 つくば市です。その認識のとおりでございます。

○堀委員 それは、まず運用上、移動期日前投票所においてこれを実践してみると。今後、期日での投票所におけるこうした投票を認めるかどうかというのは、その実証実験も踏まえて御検討いただけるということでしょうか。それとも、そもそも期日投票においてはニーズがないという整理でしょうか。

○藤光部長 つくば市でございます。実証も踏まえながら検討したいと思っておりますけれども、コスト面であるとか、あと、私どもが全員ではないですけれども、少しニーズを

聞いたところによると、完全に電子のタブレットがいいという方もいれば、紙がいいという方もいらっしゃるとか、障害者以外の方も来られるような期日前の投票所においては、必ずしもタブレットのみが住民のニーズなのかというのは少し見極めなければならないと思っております。

○堀委員 承知しました。あと、オンデマンドの事前予約のやり方ですけれども、重複してしまったり、時間内に乗れずに次のところに遅れてしまったりというようなことが想定されると思うのですけれども、可能な限り遅延なくスムーズにやるというようなことで、どのような方策を御検討中なのか、もし御想定があれば教えていただきたいと思いました。

○藤光部長 つくば市です。御質問ありがとうございます。おそらく、システム的な問題はないようにしたいと思うのですけれども、予期せぬことが起こったりして少し遅延があって、もう時間がなくなってできなくなってしまったという方もおそらくいらっしゃると思うので、そうした場合は個別に従来の期日前移動投票所のところまでお運びというか、別途御案内をさしあげたりとか、そのようなサービスも必要かなと思っております。

でも、他方で、実際にこれは我々も運行したことがないので、実証した中でどういうお困り事があり得るのかとかいうのも少し確認をしながら進めていければなどと思っております。

○堀委員 承知しました。ありがとうございます。

○中川座長 それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。なかなかインターネット投票そのものが進んでいなくて、そこは申し訳ないところがございますが、まず、少しずつでも進められることは進めていくということで、新たな提案をしていただいたことは、非常にありがたく思っております。

オンデマンドであることと電磁的手法であることという点について、それぞれ論点があると思いますので、それぞれの項目ごとに議論させていただければと思っております。

一つが、やはりこの御提案資料の中で、実際どの場所で投票ができるかについて、ある程度幅を持った記載にされている中で、例えばどの方がどのあたりに住んでいるかということは、特定ができないような形で、少し広めに記載をするということを想定されているのかと思いますが、これはそういう理解でよろしいでしょうか。

また一方で、そうしたときに逆にどこの場所で投票を行えるか分からなくなるのかということをお突っ込まれる可能性もあるかと思えます。個別の方との関係では、何らか連絡をされているということでもいいのだと思うのですけれども、この表示という意味で、広く見えるようにしておくことが必要ということが、元々の法律の趣旨としてはあるのではないかと思いますが、このあたりはどう工夫されているのでしょうか。まずそこから伺いたいと思えます。

○藤光部長 ありがとうございます。つくば市でございます。おっしゃるとおりでして、やはり障害がおありだったりとか、あと投票する者というのが、例えば、私は藤光ですけ

れども、藤光宅とかというふうに出てしまうと、なかなかプライバシーの問題とかもあつたりするので、それは望ましくないと思っております。

他方で、あまり広過ぎてもというのはおっしゃるとおりですので、例えば、今でも我々は期日前の投票所をいくつか設置しております、そこである程度エリアみたいなものはあるのですが、そうしたエリアを広域の、ある一定の大字ぐらいのエリアなのですけれども、それぐらいのエリアというところで表示させていただいて、その中でこの車で回るというよう表示ができればよいかと思っております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。そのエリアが、予見可能性が一応あるような、少なくとも地元の方に予見可能性があるような形ということで整理されるのかなと思いました。

もう一つお伺いしたい点は、これもシステムの問題だけでもないことがあると思っております、結局投票に来られた方が手間取られることですか、もしくは、例えば買物に行っていて5分か10分ぐらい遅れてこられたということもあるかもしれません。また、オンデマンドのバスということで、つくば市の中で、例えばそのときに偶然渋滞してしまったとか、そういうときにどうしても時間的に、システムの問題でもなく難しいことがあるのではないかと思います。このあたりはどういうふうに工夫していかれるのでしょうか。また、あまり遅れたような方は投票できないような形にしていけるのでしょうか。

○藤光部長 ありがとうございます。つくば市です。例えばですけれども、今、どのあたりにいるのかとかいうのも、よく移動スーパーとかでもやっておるところですけれども、画面上で分かるようにとかなると、多少の遅れがあっても、今このあたりなんだとかいうのを次の人がある程度予見できるような、そういうシステムもあり得るのかなというところは検討をしているところです。

他方で、重大な事故、例えば大きな道路とかの事故があつたりとかして、決定的に行けなくなる、そういう場合になったら、それは個々のケースで、それぞれの選挙の事務をやっている方々、市役所の職員がそれぞれ連絡をして、必ず、投票できなくなってしまうということがないように、通常あるような期日前の移動投票所までお連れするとか、そのような介助をやっていければと思っております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

今のシステムのお話などは、場所の特定の関係でもある程度広い場所で告示をしておきつつ、具体的な場所というのは、投票所自体が実際にある場所は見えるようにしておくということで、カバーするような可能性もあるのかなと思いました。

もう一点、電磁的記録の関係です。この点、今までも議論がありましたが、総務省と議論するとき、こういった電磁的記録の投票は制度趣旨的に、全体的にコスト減を図るためなのではないかということで、行うのであれば一律に行うべきではないかなと、そういう反論が出てくる可能性もあるかと思っております。そうしたときに、それは許容できる可能性があるかないかという、いかがでしょうか。

○藤光部長 我々はなるべくこの提案どおりにしたいと思っておるのですが、おそらく考え方がそもそも違うのかなと思っております、コストダウンも我々は大きな課題の一つだとは思っていますけれども、あくまでも投票する者の機会という観点で、タブレットであったりとかそういうものを使うほうがよろしいということで我々は提案をしています。なので、いま一度総務省には、そういう趣旨をしっかりと伝えていければうれしいなと思っておりますけれども、難しいと言われたときに、ここで言うのはなかなか難しいところではありますけれども、我々としても実現可能な部分を加味しながら、どこまでできるかというのを総務省と色々お話をしていけたらありがたいなと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。十分御趣旨は分かりましたので、この場でできる限り率直にお話しいただいたと思います。どうもありがとうございます。

○中川座長 私のほうからも御質問をさせていただきたいのですが、今の落合委員の質問に絡むのですが、堀委員がおっしゃったように、今回の提案は移動式、オンデマンドの移動投票所にするので表示方法を変えてくださいという話と、それから、電磁的な投票について汎用機器を使うということと、それから、それを使う者を障害のある方に限定するというものが三つ混じっていると思うのですが、今の部長から御説明いただいた社会の包摂性というところで説明しようとしたときに、例えば電磁的な投票方法にしましょうというのは、目の見えない方とか字が書けない方というのはそれが対象になるように私は思うのです。移動投票をしなければ、オンデマンド型にするというのは、足を運べないとかそういうことのような気がするのですが、そうした場合につくば市の提案は、それを二つ含んだものになっているので、足を運べなくて、あるいは字で書くような投票ができない方ということになってしまうのかなという気もしているのですが、それは包摂性というような観点からどのように御整理をされているのか、教えていただければと思います。

○藤光部長 つくば市でございます。ありがとうございます。まさに機能が手元に来るといものが最も重要なのは、足を運べない、移動が困難な方というところだと思います。その中には身体もそうですし、視覚的などころもあつたりとか、様々な理由の方がいらつしゃると認識しています。

タブレット、電磁的記録式投票につきましても、御指摘のとおりで、自署が困難であつたりとかする方。あと、実際に選挙をしていく中でも、手が結構震えられたりとかして、投票で書かれるのですが、実際は白票になってしまつたりとか、そういう例が多いと聞いておりますので、そういう困難を抱える方、自署が難しい方というのが対象だと思つております。

包摂性というところで、繰り返しになってしまいますけれども、誰一人取り残さないというところが重要だと思つています。足を運べない。投票所まで行けない。行けたとしても、投票で書いても手が震えてなかなか上手に書けない。投票につながらない、そのハードルがある方。そういうところを今回のサービスで救いたいと考えています。困難を抱

えるすべての人をこの提案だけでは救えませんが、最終的に「誰一人取り残さない」ために、まずはここからスタートしたいと考えています。

○中川座長 すみません。ちょっと聞こえなくなっちゃいました。

○鈴木教授 回答途中でありましたが、おそらくほぼ最終のところまで来ていましたので、包摂性というところですよという回答なのだと思います。

○中川座長 要は、電磁的な記録の包摂性の理屈と、それから移動投票の理屈というのは、多分、障害の種類が違うように思うので、それが重なったところを対象にするのでしょうか。それとも、例えば、オンデマンドの移動投票については電磁的な投票しか認めないのか、それとも足が悪くて行けない人は紙による投票も可能にするのかというのは、どんなふうに整理されているのでしょうか。

○鈴木教授 ありがとうございます。現状としては、そのアンドを取ったところからまず始めるというところで考えております。よって、視覚障害の方は、投票及び移動にも困難を抱える。移動の困難を持ちながらも、かつ、腕で書くのが難しいとか、こういった方がまずは対象になるものとして、スモールスタートで始めるということで考えております。

○中川座長 分かりました。

ほかに委員の先生方から御指摘ございますでしょうか。

落合委員、どうぞ。

○落合座長代理 ありがとうございます。スモールスタートを進めるという御趣旨、よく分かりました。一方で、一つあると思ったのが、対象者がかなり限定されることについてです。その中で多分色々な方々というか、障害の程度による差異も実際はある中で、公平性の点をどう考えるのかという質問が来る可能性があるかなと思いましたが、今おっしゃっていただいた絞り方について、公平性の考え方はどのような形でお考えでしょうか。

○鈴木教授 ありがとうございます。私はこれまで議論してきた内容に基づいてお話ししますが、公平性という観点では、現状でも例えばそういった方、郵便投票であったりとか代替の投票手段があるような方々で、公平性という点からしますと、まずは最も困難だと考えられているところからスタートしているということで我々は考えておりますので、必ずしも公平性を損なわないという前提において進めております。

当然そういった議論が出てくると思いますので、対象につきましても、実際の実施までにより協議していきたいとは考えております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。投票に当たって大変な方々を特に選定するというところで、ほかの制度自体も困難な方に対しては色々な形で特例を求めていることもあると思います。実際に使ってみるときに、関係の制度と特例の範囲が一緒ではないかもしれないが、その発想自体は多分同じはずであるということで理解しました。どうもありがとうございます。

○鈴木教授 我々もそのような理解です。また、他の方々にもしっかりと再度説明できるように努めたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、つくば市のおっしゃるとおり、インターネット投票につきましては、色々なハードルがありますけれども、ワーキングとしては是非実現したいものだと、そのように思っております。それについてスモールスタートで実証実験あるいはその実績の積み上げをしながらというような御姿勢については理解をいたしましたし、共感しております。

その中で、様々な指摘を委員の先生方からいただいたと思いますので、内閣府の事務局と連携しながら、そういったものにつきまして整理をいただければと思います。

御発言を求める方がいらっしゃらなければ終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、「公職選挙法における移動投票所の表示方法等の要件緩和」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを、以上をもって終わりたいと思います。どうもありがとうございました。